

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和8年5月21日

(宛先) 高崎市長殿

提出者
住 所 群馬県高崎市通町 55 番地
氏 名 医療法人井上病院
理事長 井上 誠
電話番号 027-322-3660

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

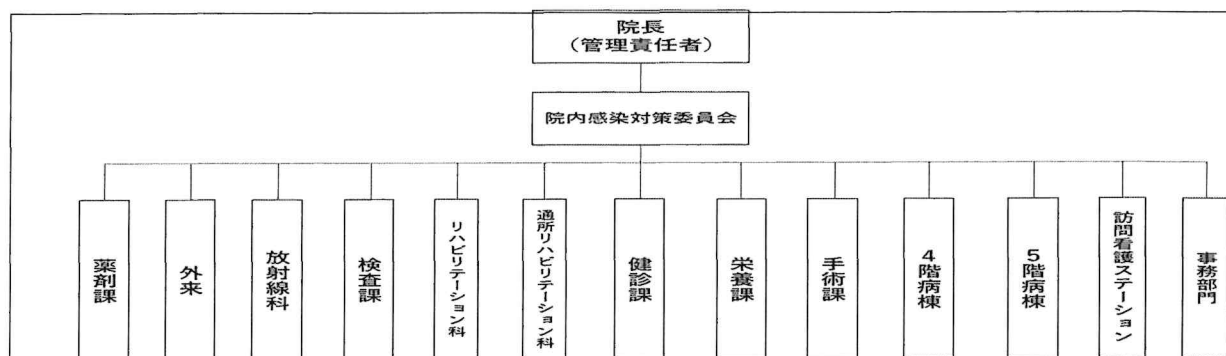
事業場の名称	医療法人井上病院
事業場の所在地	群馬県高崎市通町 55 番地
計画期間	令和 7 ₈ 年4月1日～令和 8 ₉ 年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	85 床
③従業員数	190 名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>各発生源において分別廃棄を行い、院内の廃棄物保管場所にて保管する。週 3 回（月・水・金曜日）収集運搬委託業者が回収を行い、同日中に中間処理場まで持ち込み、処理する。</p> <p>その後、最終処分場にて処理を行う。</p> <div data-bbox="1195 1834 1425 2058"><p>高崎市 - 8. 5. 21 受領</p></div>

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃水銀等
	排出量	123.147 t	t
	（これまでに実施した取組） 各部署内での廃棄物分別の指導。 医療安全を含む感染性廃棄物に関する職員への研修会実施。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃水銀等
	排出量	120 t	0.001 t
	（今後実施する予定の取組） 各部署内での廃棄物分別指導及び徹底。 医療安全を含む感染性廃棄物に関する職員への研修会実施。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃棄する物品によって、段ボールの大きさを分けている。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の取り組みの継続。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃水銀等
	全 処 理 委 託 量	123.147 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	123.147 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	定期的に委託先担当者と連絡を取り、中間処分場や最終処分場、 その他に関する情報の収集。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃水銀等
	全処理委託量	120 t	0.001 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	120 t	0.001 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 職員への研修等で分別の指導を行い、排出量削減に努める。 継続して優良認定処理業者への委託を行う。		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル 廃棄物を除く。)	123.147	t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストの使用継続。		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物の海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トンを超える者にとっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。